

13 避難状況について

東日本大震災及び原子力災害による県民の避難状況や県の主な取組状況等は以下のとおり。

(1) 避難者数

避難者数の状況（令和4年2月）

- 県内 6,668人（※1）
- 県外 26,692人（※2）
- 合計 33,365人
（避難先不明者5人含む）

【避難者の多い県等（県外）】

- ① 宮城県 2,726人 ② 東京都 2,717人
- ③ 茨城県 2,663人 ④ 栃木県 2,651人
- ⑤ 埼玉県 2,490人

*参考（ピーク時（平成24年5月））

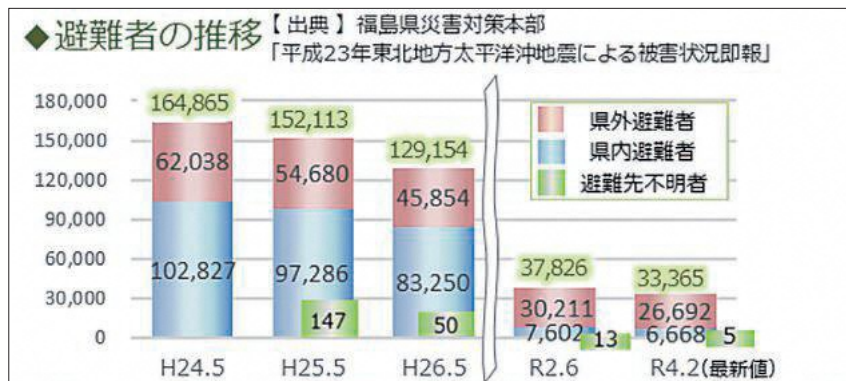
- 県内 102,827人
- 県外 62,038人
- 合計 164,865人

【避難者の多い県等（県外）】

- ① 山形県 12,607人
- ② 東京都 7,821人
- ③ 新潟県 6,521人
- ④ 埼玉県 4,289人
- ⑤ 茨城県 3,718人

（※1）福島県災害対策本部調べ（令和4年2月28日現在）

（※2）復興庁調べ（令和4年2月25日現在）



出典：ふくしま復興のあゆみ（第31版 令和4年3月28日）より抜粋

(2) 主な取組状況

ア 安定した住まいの提供

原子力災害により避難指示を受けている方等の居住の安定・確保のため、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や復興公営住宅の整備を行っている。大熊町、双葉町については、応急仮設住宅の供与期間を令和5年3月末まで延長している（令和4年2月現在）。なお、県外の応急仮設住宅についても同様の措置とするよう各都道府県に要請している。

復興公営住宅については4,767戸が完成し（令和4年1月末現在）、入居が開始されている。

イ 駐在職員の派遣

避難者の多い各都府県に職員を派遣し、避難者受入自治体等との連絡調整や避難者からの相談対応などを実施。

ウ 避難者への情報提供

避難者が、ふるさととの絆を保ちながら避難先での生活の安定化はもとより、生活再建や将来の帰還に結びつけることを目的に、次のような情報提供事業を実施している。

- ・ 県外の公共施設等へ地元新聞（福島民報・福島民友）を送付。
- ・ 「原発避難者特例法」指定市町村からの避難者及びそれ以外の市町村からの県外避難者へ、県や避難元市町村からの広報誌、地元新聞のダイジェスト版などを送付。
- ・ 福島の復興に向けた動きや避難者支援に関する取組などを盛り込んだ地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」を発行し、ダイレクトメール、避難者受入自治体や支援団体の協力等により避難者に提供。

エ 避難者支援団体との協働

- ・ 全国26か所に生活再建支援拠点を設け、避難者のより身近な場所での相談対応等を行うとともに、県内に総合相談窓口（toiro）を開設し、避難者のニーズに対応している。
- ・ 関東各都県、山形県及び新潟県において復興支援員を設置し、県外駐在職員と共に避難者に対する戸別訪問や相談対応等を行っている。
- ・ 避難した県民に対して、民間団体と連携して交流の場の提供や相談支援など各種支援を実施している。

オ 健康管理や心のケア等に対する支援

- ・ 県内での検査の他、県外に避難されている方を対象に、県外の大学や医療機関等と連携してホールボディカウンターによる内部被ばく検査等を実施している。
- ・ 避難者のきめ細かな心のケアに取り組むため、県内6箇所「ふくしま心のケアセンター」を設置するとともに、県外の民間団体等と連携し、県外避難者に対する相談支援にも取り組んでいる。
- ・ 「ふくしま子どもの心のケアセンター」を設置し、医療・福祉・教育等の関係機関と緊密に連携しながら、医師や公認心理師などの専門職がアウトリーチ支援等を通じ、子どもたちの心のケアに取り組んでいる。

(3) 今後の課題・取組

- ・ 避難生活の長期化等に伴い、避難者の課題が個別化・複雑化しており、全国各地の生活再建支援拠点での相談対応や県内外への情報提供等を通じ、生活再建や帰還の後押しとなるよう、関係機関と緊密に連携を図り、きめ細かな支援に取り組む。
- ・ 避難者支援を行う受入自治体や民間団体に対する財政支援を継続するよう、引き続き、国に要望していく。
- ・ 子ども・被災者支援法に基づき、被災者の実情等を踏まえた個別施策の推進と必要な財政措置が継続的になされるよう、引き続き国に対し働き掛けていく。